

令和6年12月20日更新

製薬会社各位

## 当院におけるMRI活動について

病院管理者  
薬剤部

### 1. MR登録申請書の提出

MR活動を行う際は前もってMR活動許可申請書を薬剤部に提出してください。  
申請書はホームページよりダウンロードしてください。

### 2. 医局の訪問について

医師への訪問はアポイントを取ってください。

### 3. 薬剤部への訪問について

薬剤部への訪問はアポイントを取る必要ありません。

ただし、薬剤部長が不在の場合もありますのでご注意ください。

- ① 重大な副作用の発現、緊急安全情報の発行、医薬品の回収、流通状況のトラブル等については、速やかに薬剤部に情報を伝達してください。
- ② 薬剤部への訪問の際は薬剤部入口にある訪問録に記帳してください。

### 4. 薬剤の院内採用を希望される場合

- ① 新薬の内用薬、外用薬は原則1年間採用致しません。
- ② 当院の医薬品の採用は1増1減を原則としています。

### 5. MR担当交代について

医薬品情報担当者交代届を書面にて提出してください。  
用紙はホームページよりダウンロードしてください。